

令和8年度採用 静岡市育英奨学生 募集要項

[無利子、返還免除制度あり、他の奨学生と併給可能]

書類の提出及びお問い合わせ先 静岡市教育委員会事務局 児童生徒支援課 就学援助係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 (清水庁舎8階)
電話: 054-354-2532

静岡市育英奨学生は学校等に入学又は在学する方に学資を貸与し、優秀な人材を育英し、及び市の発展に資する優秀な人材を育成することを目的とした奨学生です。

学校を卒業後に要件を満たした場合に返還金の一部を免除する制度があります。

1 申請資格

保護者が静岡市内に住所を有する方で、学校等に在学し、修学に堪え得ると認められる方。(学校等とは、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程)、短期大学、大学及び大学院です。)

※日本国籍でない方は、在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」のいずれかであることが必要です。

2 採用予定人数と貸与月額(予算の範囲内)

高等学校及び専修学校(高等課程)	月額 8,000円	合わせて20人程度
高等専門学校、専修学校(専門課程)及び短期大学	月額 15,000円	
大学及び大学院	月額 20,000円	

3 申請書類の受付期間

令和8年2月12日(木)～3月26日(木) 締切厳守

受付時間: 8時30分から17時まで(土、日、祝日を除く) ※郵送可: 必着

4 申請に必要な書類

(1)～(5)の書類は募集要項に添付されている様式を使用してください。

- (1) 奨学生貸与申請書(様式第1号)
- (2) 奨学生申込調書(育英奨学生)(様式第2号)
- (3) 奨学生推薦調書(育英奨学生)(様式第3号)
※進学者は出身学校作成のもの、在学者は在学作成のもの
- (4) 奨学生申込自己PRシート
- (5) 成績証明書又は調査書(学校発行のもの)
- (6) 世帯全員の住民票の写し(本人、保護者及び同居の家族と本籍地が記載されているもの)
- (7) 合格通知書の写しまたは在学証明書
- (8) 保護者及び同一生計の家族のうち、収入がある方全員の収入証明書類
(令和7年分の源泉徴収票の写し、確定申告書(控)の写し、年金受給者においては直近の年金振込通知書の写し等)
- (9) 学校等の学費がわかるパンフレットや入学案内の写し

5 選考基準

(1) 人物、学力

学校等における成績の評定平均値が5段階評価で3以上の方。

(2) 家庭の状況

① 本人と同一生計の家族全員の総収入金額が、市が定める基準額以下の世帯から優先的に選考します。

② 収入基準額

家族全員の**総収入（控除前）金額の目安**（4人世帯で国公立大学に自宅から通学）

給与所得者	750万円
給与以外所得（自営業等）	350万円

※世帯人数や申請者以外の就学状況等により基準額が異なります。

6 奨学生の選考

奨学生の選考は、静岡市奨学生選考委員会に諮り決定します。

7 奨学生の決定とその後の手続きについて（予定）

(1) 選考結果・・・令和8年4月中旬に郵便で通知します。

(2) 書類提出・・・令和8年4月下旬に次の書類を提出してください。

【提出書類】①誓約書 ②在学証明書 ③口座振込依頼書

④印鑑証明書（保護者・連帯保証人）

⑤住民税の納税証明書（連帯保証人）

8 連帯保証人について（採用決定後）

(1) 奨学金を貸与するにあたり、**連帯保証人1名が必要**となります。

(2) 連帯保証人の資格

① 父母（保護者）又は同一世帯の親族以外の方で、**独立した生計を営んでいる成人**

② ①の条件を満たす方で、保証能力を有する方

9 奨学金の貸与額及び貸与時期（令和8年度予定）

区分	振込月	貸与金額		
		高校生	短大・専門	大学生
第1回目	4月～8月分	5月	40,000円	75,000円
第2回目	9月～12月分	9月	32,000円	60,000円
第3回目	1月～3月分	1月	24,000円	45,000円
年額計			96,000円	180,000円
				240,000円

10 奨学金の返還

- (1) 返還義務者は原則として奨学生本人になります。
- (2) 貸与を受けた奨学生は、卒業あるいは奨学金を必要としなくなった翌月から、月賦、半年賦、又は年賦のいずれかの方法で、口座引き落としにより返還していただきます。
- (3) 返還期間は、貸与期間の2倍（ただし、8年を超えない）の期間内です。（無利子）

【口座引落し対応金融機関】

静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行・静清信用金庫・しづおか焼津信用金庫
みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡市農業協同組合・清水農業協同組合
静岡県労働金庫・ゆうちょ銀行

※返還開始までに対応金融機関の口座を開設してください。

11 奨学金の返還免除 【静岡市独自の返還免除制度を実施しています。】

対象者となった場合、最大で貸与総額の1／2が返還免除されます。

※返還方法及び返還月の返還額については、静岡市が指定します。

(1) 対象者

- ① 平成27年度以降に奨学金の貸与の決定を受け、短期大学、大学、大学院等を卒業した者
- ② ①を満たす者で、卒業後に静岡市の市民税所得割（免除を受ける前年度の市民税所得割）を完納した者

(2) 返還免除額等について

- ① 奨学生の間に貸与を受けた奨学金の額を、貸与期間の2倍の期間（8年を超える場合は8年とする。）をもって均等に返還する場合の1年分の返還額の2分の1に相当する額以内の額を免除します。
- ② 免除額の決定は1年ごとに実施します。
- ③ 免除制度の適用を受けるために相当な期間、返還の猶予を受けることができます。

【返還免除額の算定例】

大学生の場合

4年間貸与を受けた場合の1年あたりの免除額は次のとおりです。

① 貸与を受けた奨学金の額 月額 20,000円 × 12か月 × 4年 = 960,000円

② 1年あたりの免除額

（貸与を受けた奨学金の額）（貸与期間 × 2）（均等に返還する場合の1年分の返還額）

$$960,000 \text{円} \quad \div \quad 8 \text{年} \quad = \quad 120,000 \text{円}$$

（均等に返還する場合の1年分の返還額）（1年あたりの免除額）

$$120,000 \text{円} \quad \times \quad 1/2 \quad = \quad 60,000 \text{円}$$